

特定保健指導及び40歳未満国保人間ドック事後フォロー業務委託  
(令和6年度特定健康診査及び国保人間ドック受診者分)仕様書

- 1 件名 特定保健指導及び40歳未満国保人間ドック事後フォロー業務委託(令和6年度特定健康診査及び国保人間ドック受診者分)
- 2 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- 3 履行場所 市の提供する施設または、実施機関の提供できる施設等
- 4 業務目的

川口市国民健康保険被保険者の生活習慣病の発症を防止するとともに、自主的に健康増進及び疾病予防につながる生活習慣を身につけることにより、家族、地域への健康づくりの意識を高める。ひいては、川口市国民健康保険被保険者をはじめとする市民の医療費適正化をめざす。

- 5 委託業務の位置づけ

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年4月から各医療保険者に義務づけられたメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防に関する特定保健指導及び40歳未満国保人間ドック事後フォロー(以下、「特定保健指導等」という。)の実施にあたり、効率的かつ質の高い保健指導を実施するため、保健指導の実績・成果があり、利用者の行動変容を促すプログラムが提供できる機関に当該業務を委託するもの。

- 6 対象者

令和6年度特定健康診査及び国保人間ドック検診(「川口市国民健康保険被保険者の人間ドック検診料助成に関する要綱」に規定する「人間ドック検診」をいう。)(以下、「特定健康診査等」という。)受診者のうち特定保健指導判定基準に該当し、川口市国民健康保険課(以下、「国民健康保険課」という。)が対象者とする者(特定保健指導においては積極的支援または動機付け支援対象者。40歳未満国保人間ドック事後フォローにおいては動機付け支援対象者相当。)

- 7 実施内容

国の定める実施基準(「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)」「特定健診・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4版)(以下「手引き」という。))」「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(令和3年2月5日一部改正 厚生労働省令第26号)」「川口市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画」等に則って特定保健指導等を行う。

- 8 参加基準

- (1) 手引きの「特定保健指導の外部委託に関する基準」で定められている実施基準を満たしていること。
- (2) 社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関として登録している機関で、委託業務を確実に実施できる事業者であること。
- (3) 利用者の意欲の向上や継続性、利便性に配慮した支援を行える事業者であること。初回面接から最終評価までは、同一人が対応できる体制であることが望ましい。
- (4) 支援の結果は、特定保健指導実施分については埼玉県国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)を通じて、40歳未満国保人間ドック事後フォロー分については直接国民健康保険

課に電子媒体により提出すること。

- (5) 支援過程における各種記録書類等を整備し、国民健康保険課が必要とするときは、ただちに報告を行うこと。
- (6) 土・日曜日や夜間に特定保健指導等を実施できる体制を確保すること。
- (7) 特定保健指導等実施中の事故等の責任および損害賠償等は受託者が負うこと。事故等が発生した場合を想定して、十分な補償のある傷害保険や損害賠償保険などに加入していること。
- (8) 突発的な事故など緊急時の対応がただちにとれる体制を整備していること。
- (9) 個人情報保護法に基づく「川口市個人情報保護条例」「川口市個人情報セキュリティポリシー」ほか「国民健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等を遵守すること。また、プライバシーマークの取得や取得予定があればそれを示すこと。

## 9 業務内容

### (1) 企画

特定保健指導等全般の企画や年間スケジュール等について、事前に国民健康保険課と十分に打合せを行い、特定保健指導等支援計画を作成し、国民健康保険課に提示する。

### (2) 特定保健指導等対象者あてパンフレットの作成・印刷

生活習慣病の自覚症状や危機感のない対象者が参加したいと思えるようわかり易い多色刷りパンフレット、国民健康保険課が提供する対象者あて文書および特定保健指導等利用券（郵便番号、住所、氏名、利用券番号印字）を作成・印刷・三つ折にし、国民健康保険課が提供する窓あき定型封筒に封入封緘し、国民健康保険課あてに納入すること。国民健康保険課が対象者へ郵送後、参加者を集約し面談日等の日程調整を行い、日程・場所を明記した案内を通知すること。

また、申込受付や面談調整を行う際は、国民健康保険課の指定するオンライン予約システムを活用できるよう国民健康保険課と打ち合わせを行うこと。国民健康保険課の指定するオンラインシステムの導入にあたり、UniversalOne 閉域網（以下、「閉域網」とする）を利用したデータ授受サービスの手続きを要し、受託者の費用負担において必要な端末機器（windowsに限る）を用意すること。なお閉域網の接続に関しては国民健康保険課から提供する Sim カードを使用すること。なお、国民健康保険課が指定するオンライン予約システムの運用ができない場合は、自社システムの活用も可能とする。

### (3) 利用勧奨の実施

対象者あて発送日より約 1 週間後に、夜間、土日を含め、曜日や時間帯を変えて特定保健指導対象者においては 3 回以上、40 歳未満国保人間ドック事後フォロー対象者においては 3 回以上の電話による利用勧奨を行う。利用勧奨時に対象者の服薬状況も確認する。確認方法、確認者等については、手引きに基づいたものとする。服薬確認ができた除外対象者リストはすみやかに市に提出する。

また、電話による勧奨においても申し込みのなかったものに対し通知による勧奨を行う。その際、勧奨物のデザイン等は、対象者の状況に合わせ 2 パターン以上とし、国民健康保険課と協議すること。なお、40 歳未満国保人間ドック事後フォロー対象者に対しては、申し込みのなかった者に対し勧奨は実施しない。

### (4) 支援の実施

面接場所については、国民健康保険課が指定した日時・場所（川口市内公共施設等）で実施することを基本とする。その他、情報通信技術（以下「ICT」という）を活用した初回面接や継続的な支援を実施する場合には、事前に国民健康保険課と協議の上、国民健康保険課が指定するICTシステム等の支援方法で特定保健指導等を実施する。

ア 初回面接の実施（行動目標・個別支援計画の作成）

(ア) 初回面接による支援を実施する前または初回面接実施時に、利用希望者が以下の⑦から⑩までの4点を満たすか確認する。

⑦川口市国民健康保険の被保険者であること（被保険者証）

⑧当該年度特定保健指導の対象であること

⑨最終評価日が74歳までに終了すること

(イ) 支援形態は個別またはグループ支援とする。

(ウ) 目標や個別支援計画作成にあたっては、対象者本人が、健康状態を自覚し生活習慣の改善点・伸ばすべき行動等に気づき、目標を設定して行動に移すことができる内容とする。

イ 3か月以上の継続的な支援（積極的支援）

アウトカム評価とプロセス評価を合計し、180ポイント以上の支援を実施することを条件とする。なお、継続的な支援のポイント構成については、最新の「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」を参照にすること。

ウ 実績評価

(ア) 動機付け支援（初回面接から3か月以上経過）

行動計画の実施状況・行動目標の達成状況及び身体状況や生活習慣の変化について評価をおこなう。あわせて、特定保健指導への満足度を含む自己評価を実施する。

(イ) 積極的支援（初回面接から3か月以上経過後）

行動計画の実施状況・行動目標の達成状況及び身体状況や生活習慣の変化について評価をおこなう。あわせて、特定保健指導への満足度を含む自己評価を実施する。

アウトカム評価の評価時期は初回面接から3ヶ月以上経過後の実績評価時とする。

エ 実施場所における設営・運営

(ア) 指導器材・資料等の事前搬入・事後搬出

(イ) 利用者案内・受付

オ 支援過程で収集する情報の記録・管理

カ 参加者の行動計画の進捗状況に関する評価の支援

キ 中断者への督促支援

(ア) 利用者が途中で脱落しないよう防止対策を講じること。

(イ) 初回面談後、異なる時間帯や曜日による3回以上（40歳未満国保人間ドック事後フォロー利用者においては3回以上）の勧奨にも関わらず、最終利用日から2ヶ月を経過した者は、途中脱落者として国民健康保険課および対象者に通知する。

(ウ) 通知後2週間以内に対象者から再開の申出がない限り、自動的に脱落・終了と確定し、国民健康保険課に報告する。

ク インセンティブの活用

受託者は、利用申込者の増加、脱落防止、指導による行動変容または健診数値の改善を目

的として、対象者に対するインセンティブの付与を行う。インセンティブの内容については国民健康保険課と協議し、健康に関する物品を渡す方法を基本として、複数の報奨物（一人当たり 2,000 円相当）から対象者が選択できるようにしてもよい。なお、上記にかかる経費は保健指導単価には含むものとする。

#### ケ 実施報告書等の作成

厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、当該データを格納したファイルを電子媒体で、実施月の翌月 5 日までに連合会へ提出する。送付の期限が土曜日、日曜日および国民の祝日にあたる場合は、その翌日を期限とする。なお、この電子データは特定健康診査等データ管理システムにダイレクトに反映できるものとする。

#### コ 成果物等の提出

- (7) 特定保健指導等実施時に利用者に配布したすべての書類・ツール一式を 2 セット提出すること。
- (イ) 特定保健指導等対象者について、申込状況、電話勧奨状況、初回面接日、指導状況、最終評価日、教室参加状況、辞退・中断状況、内服開始による辞退状況等個別支援に関する進捗状況及び連合会への報告状況の進捗等について、1 ヶ月ごとに保健指導の記録をエクセルデータ及び PDF ファイルにて、国民健康保険課が指定した方法で報告すること。
- (ウ) 事業終了後、全体の成果がわかるような分析を行い、「川口市国民健康保険特定健診等実施計画」に反映できるように事業評価した結果報告書を作成し、すみやかに PDF データ及び、エクセルデータ、紙媒体 4 部を提出すること。

#### サ 帳票確認

本業務に使用する帳票すべて、事前に国民健康保険課の確認を受けること。

#### (5) 健診結果説明会と初回面談の同時実施

- ア 受託者は、事前に国民健康保険課と十分に協議のうえ、対象者に対して、特定保健指導の勧奨通知に健診結果説明会に参加したくなるような効果的なわかり易い健診結果説明会の案内用チラシを作成・印刷・三つ折にし、保険課に納品する。  
なお、40 歳未満国保人間ドック事後フォロー対象者は、健診結果説明会等の対象者に含まない。
- イ 受託者は、保険課が抽出した対象者に対し、電話にて健診結果説明会への参加勧奨を行う。申し込み状況は保険課が別途定めた期日に報告すること。
- ウ 受託者は、健診結果説明会の当日に講師担当および補助員として、特定保健指導業務を担当する管理栄養士または保健師を 2 名程度手配すること。天災等で説明会が中止になった場合にかかる費用負担は受託者側とする。  
また運動や食事指導に関わる配布物の内容に関しては、事前に保険課と十分に協議すること。
- エ 健診結果説明会後に希望者に対して、初回面談も行う。
- オ 健診結果説明会に係る経費は保健指導単価には含まないものとする。

#### (6) 事例検討会・打ち合わせ会議への出席

特定保健指導等の力量を高めるために、特定保健指導等従事者と国民健康保険課職員との

事例検討会や打ち合わせ会議に出席する。また、打ち合わせの際は、5日以内に議事録を作成し、国民健康保険課へ提出すること。

(7) 業務実施体制の整備

受託者は、保健事業業務に従事するにあたり、善良な管理者の注意義務をもっておこなうこととし責任者として、事務職及び実務担当者（管理栄養士または保健師）を1名ずつ配置することで業務上の不祥事、不始末の発生防止に努めること。

10 従事者の報告

受託者は、事業開始前に特定保健指導等従事者報告書（従事内容、氏名、生年月日、資格、研修履歴が記載してあるもの）を国民健康保険課に提出する。従事者が変更になった場合は、事由発生後1週間以内又は従事開始日のいずれかのうち早い期日に、変更届を国民健康保険課に提出する。

11 医師との連携

特定健康診査等実施後または、特定保健指導等開始後に服薬（受療）が開始された利用者に対しては、特定保健指導等の実施について医師への相談をすすめる。

特定保健指導等開始後、治療が必要と思われる利用者に対しては、受診勧奨をおこなう。

12 個人情報等の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

13 事故等への対応

事故等の責任および損害賠償等は受託者に帰属する。また、受託者は、事故や苦情等トラブルが生じた時には、適切な措置を講じるとともに、直ちに国民健康保険課へ報告しなければならない。

14 委託料の支払い

(1) 特定保健指導（積極的支援・動機付け支援）については、初回面談終了後及び実績評価終了後に、遅滞なくその結果を取りまとめ、国民健康保険課の委託を受けて費用決済を行う連合会に請求するものとする。また、課金体系は完全従量制（従量単価×人数）とする。なお、途中脱落者や資格喪失者の支払いについては、終了した支援までとし、請求書および実施結果を国民健康保険課へ提出するものとする。

(2) 40歳未満国保人間ドック事後フォローについては、初回面談終了後及び実績評価終了後に、遅滞なくその結果を取りまとめ、請求書を国民健康保険課へ提出するものとする。また、課金体系は完全従量制（従量単価×人数）とする。なお、途中脱落者や資格喪失者の支払いについては、終了した支援までとし、請求書および実施結果を国民健康保険課へ提出するものとする。

(3) 健診結果説明会等、事業実施報告書についての支払いは完全従量制とし、請求書および実施結果を国民健康保険課へ提出するものとする。なお、健診結果説明会等について、やむを得ない理由で中止した場合には、実施した項目までを支払うものとする。

また、40歳未満国保人間ドック事後フォローにおいては健診結果説明会等及び申し込みのなかったものに対し利用勧奨は実施しないこととする。

(4) 令和7年3月31日までに実施した支援分は令和6年度は年度予算で支出し、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施した支援分の委託料は完全従量制（令和6年度契約単価×人数）とし、令和7年度予算で支出する。

(5) 結果説明会等の実施結果を取りまとめ、実施翌月 10 日までに、請求書および実施結果を国民健康保険課へ提出すること。期限が土曜日、日曜日および国民の祝日にあたる場合は、その翌日を期限とする。

15 企画提案の内容

企画提案書は、下記の内容を全て含むものとする。

- (1) 基本方針
- (2) 目標の設定
- (3) 利用者への情報提供手法
- (4) 実施率向上策
- (5) 中断者防止策
- (6) 指導実施体制
- (7) 報告責務・成果報告
- (8) 個人情報保護体制
- (9) 安全管理体制
- (10) 苦情処理体制
- (11) 業務意欲
- (12) 実績・事業評価
- (13) 支援内容
- (14) 独自性
- (15) 指導教材ほか

16 企画提案方法

企画提案は、「川口市国民健康保険特定保健指導業務委託公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施するものとする。

17 その他

本仕様書に定めのない事項または疑義がある場合は、受託者と国民健康保険課で協議のうえ、別途定めることとする。

【参考】

特定保健指導実績（国民健康保険課資料）

（単位：人）

健診受診年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
積極的支援対象者	916	775	967	845
積極的支援利用者	132	176	171	129
動機付け支援対象者	2,285	2,015	2,196	2,053
動機付け支援利用者	419	583	568	484

令和5年度特定保健指導対象者予定数

積極的支援対象者 748人

動機付け支援対象者 1,922人

40歳未満国保人間ドック事後フォロー実績（国民健康保険課資料）

令和4年9月から開始

健診受診年度	令和4年度	令和5年度 (令和6年1月現在)
支援対象者	33	15
申込者	13	2

担当 国民健康保険課

048-259-7916（直通）